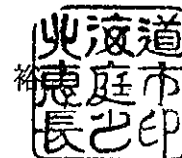


恵庭市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和5年2月8日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第3号

恵庭市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市職員の給与の支給に関する規則（昭和35年規則第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第17条（略）	第1条～第17条（略）
第18条 給与条例第18条第1項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員(以下、「支給対象職員」という。)は、寒冷地手当基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(5)（略） (6) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第1項に規定する職員以外の職員</u> (7)～(9)（略）	第18条 給与条例第18条第1項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員(以下、「支給対象職員」という。)は、寒冷地手当基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1)～(5)（略） (6) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員</u> (7)～(9)（略）
2（略）	2（略）
第18条の2～第19条（略）	第18条の2～第19条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。